

# 本学人間福祉学科におけるカリキュラム分析 —介護福祉士資格と保育士資格の比較検討から—

茂井 万里絵\*・奈良 環\*

平成 28 年 7 月に厚生労働省が示した「地域包括ケアの深化・地域共生社会の実現」というプランを踏まえ、今後の対人援助職養成のあり方を検討することを目的とした。今回は本学人間福祉学科の養成課程を見直す形で分析を行った。社会福祉士養成をベースに、介護福祉士、保育士養成を加える形であれば、低学年の段階で社会福祉あるいは対人援助における基礎的な学びを習得し、独自の科目においてそれらを補完するシステムは、結果として本学のカリキュラムマップが厚生労働省の示す各専門職の共通課程には適しているものであるという結果を得た。ただし、アセスメントをどのように統一するか、またケアワークに関する学びを深めること、全体的に見直すべき事項も多くあること、それらに対してはどのように方向性を見出していくのかはこれからの課題である。

Key Words：カリキュラム，介護福祉士，保育士，ソーシャルワーク

## 1. はじめに

内閣府（2015）は近年の少子高齢化が加速し、2060 年には人口の激減、それに伴い高齢化率が現状より約 15% 高い 39.9% になるだろうと推計している。この数字から、今後人口はさらに減って行くが高齢化は進むため、人口分布が現状とは異なったものになるであろうということが予測される。

そこで 2015 年 3 月、厚生労働省は、人口減少を食い止め、地方を創生することを目的とした「まち・ひと・しごと創生サポートプラン」を発表した。それによると、「雇用制度、雇用対策に関すること」「少子化対策に関すること」「医療・介護・福祉サービスの基盤整備に関すること」の 3 点の取り組みについての基本方針が示されている。この 3 方針の中の「医療・介護・福祉サービスの基

盤整備に関すること」の取り組みについては、少ない人材で福祉サービスを行えるよう、人材不足の解消をねらったものであり、「福祉サービス（高齢者・障がい者・児童）の融合を図ろう」という考えが明らかになった。

さらに、今年度に入り、2016 年 7 月には厚生労働省より「地域包括ケアの深化・地域共生社会の実現」の策定においてより具体的に、その方向性を次のように示している。

「サービス・専門人材の丸ごと化」

- ・公的福祉サービスの総合化・包括化（基準該当サービスの改善、共生型の報酬・基準の整備）
- ・専門人材のキャリアパスの複線化（医療・福祉資格に共通の基礎課程の創設、資格所持による履修期間の短縮、複数資格間の単位認定の拡大）

このように医療系、福祉系の国家資格において

\*人間学部人間福祉学科

共通する基礎課程を作り、それぞれが「専門職」とはいえ「何らかの問題を抱えている人」に対する支援を行うという観点では共通した職務であって、今後はそれをさらに対象を広げて様々なケースに対応できる人材を幅広く養成しようというねらいがある。それが実現することによって地域の相談支援の体制化作りを実現に導くものというプランが明示された。

これらの計画を実現させるためには、現状のままの資格取得を活かすのではなく、それぞれの専門職を養成する段階から見直す必要があるという大きな改革を行おうとするものである。そして、その方向性の一つとして、まず共通する基礎課程を設けよう、ということになっている。

我々、社会福祉系の養成校において、資格取得が一つひとつの資格に対し特色を浮き彫りにしながら、さらにそれぞれの養成施設自体の特色を踏まえて行く人材育成は、それぞれの違いを前提にして行っている。そこで、まず果たしてこのような共通課程としての履修すべき科目の設定は可能だろうか、という懸念が生じる。もちろん、「福祉」という枠組みから考えれば、「人」を扱う職種であるために共通点は多いだろうと予測できる。しかしながら、国家資格として「介護福祉士」「保育士」など、高齢者や医療的ケアの必要な人

の日常生活を支える資格と、周産期以降、人間の最も盛んな発達期を支える資格においては、その枠組みからすでに差異があることは否定できない。

また、保育士に注目すれば現状として待機児童対策による保育所の新規立ち上げ、あるいは定員増加を余儀なくされ、保育士不足も深刻な状況に置かれている保育現場の実情も無視できない。潜在保育士はかなりの数になるが、実際にはその掘り起こしも同時進行するにせよ、まず第一には養成校からの排出する新卒と言われる卒業生がこれを担う役割になる。若干の変化はあるものの、将来の職業としての保育者希望は相変わらず人気があり、また養成校の資格取得者の8割が資格を活かした職に就いている、という状況がある。（図1）

実際のところ、保育士登録数は平成18年で73万人であったのに対し、平成25年には118万人とその数はおよそ1.5倍と増加している。そうであってもなお人材不足が起きているのである。（図2）

もう一方で、介護福祉士の現状を見ると、資格取得登録者数を見ると、平成18年に56万4千人であったのに対し、平成25年には119万人と倍増している上、ついに数年間で見事に保育士の登録数を上回った。この急激な伸びも驚くものがある。しかしながら介護の現場でも人材不足に悩ま

### 保育分野における人材不足の現状②

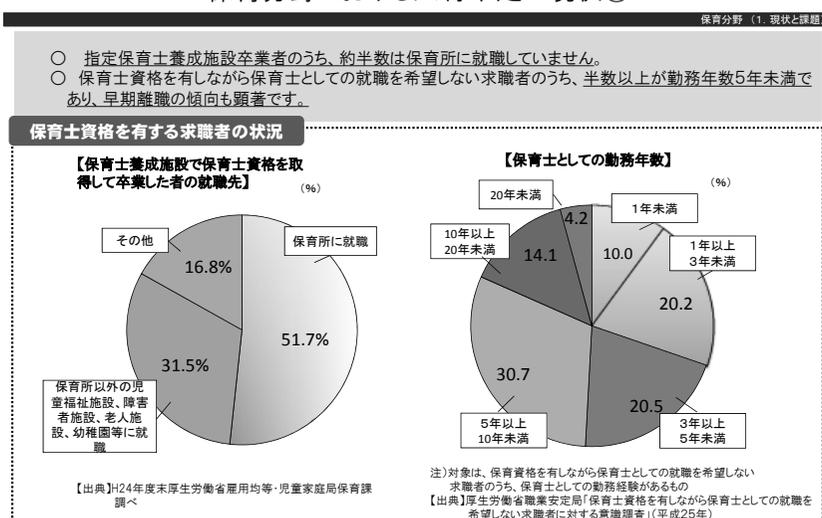


図1 厚生労働省 保育人材確保に関する資料保育士の就業状況と見通し「保育士の就業の実態」より抜粋

されていることも事実である。(図3)

これらの背景には、もちろん低賃金、重労働が見え隠れし、離職率の高さも関係しているといえよう。そして、保育士資格を取得しながらも障が

いや高齢者の施設に就職することもある。そうになると実践の場において介護福祉士の勉強をしなければならなくなる。また、介護福祉士資格を取得して医療系の障害児・者施設等に就職すると、

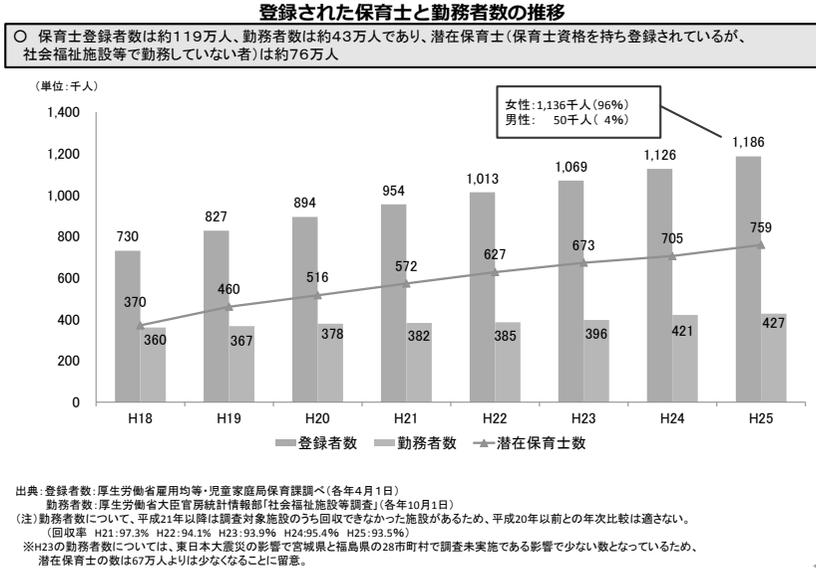


図2 厚生労働省 第3回保育士等確保対策検討会平成27年12月4日参考資料1「保育士等に関する関係資料」より抜粋

### 1(3) 介護福祉士の登録者数と介護職の従事者数の推移

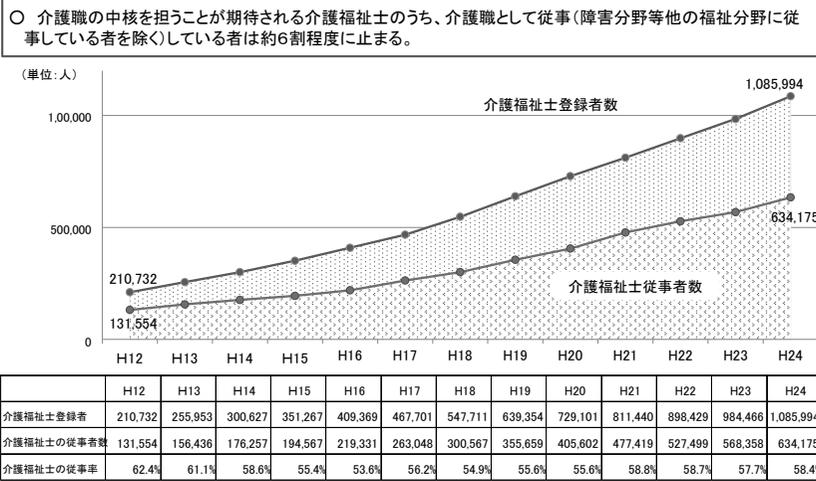


図3 厚生労働省 第1回社会保障審議会福祉部会平成26年8月27日参考資料3「福祉人材確保基礎データ集」より抜粋

児童の分野を学ばねばならない状況も起こりうる。

このような状況を抱えている背景からも、それぞれの福祉、医療系の国家資格の共通点を見出し、それぞれがどちらも担えるようなシステム作りを目指し良い方向に向かえば、それぞれが補完し合えるという大きなメリットが生まれることになる。このことは、養成する側においては大きな改革であり、熟慮熟考すべき重大な課題である。

本学人間学部人間福祉学科においては、社会福祉士の受験資格を取得することを基本に、介護福祉士および保育士の資格取得が可能であり、厚生労働省のプランに関して実際に可能なのか、養成カリキュラムや内容についての検証を行う必要があるものと考えた。

したがって、本研究においては、まず本学の介護福祉士資格と保育士資格の2資格について、養成システムとカリキュラム内容について見直し、それぞれの専門性や特徴に焦点をあて、共通する科目や、より専門的な科目の内容に関する分析検討を行い、福祉サービスの基盤整備に関しての可否、またはそのメリットや効果を明らかにし、福祉分野の養成に関して将来の展望を図ることを目的とする。

## 2. 専門性についての検討

本学人間学部人間福祉学科におけるコース、前述した通り社会福祉士の資格取得を目指し、さらに介護福祉士の資格取得を目指す介護福祉コース、また保育士の国家資格を取得する保育士コースの2コースに関してその専門性と教授内容について以下に示す。

### (1) 介護福祉士養成カリキュラムについて

#### i) 介護福祉士とは（根拠法令より）

介護福祉士は、「社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）」に基づく名称独占の国家資格であり、介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき心身の状況に応じた介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指

導を行うことを業とする者をいう。

#### ii) 資格取得の特色

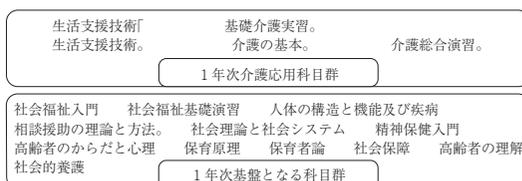


図4 人間学部人間福祉学科カリキュラムマップより、1年次介護福祉士養成を抜粋

### (2) 保育士養成カリキュラムについて

#### i) 保育士とは（根拠法令より）

児童福祉法において、保育士とは、第十八条の十八第一項の登録を受け、保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者をいう。

#### ii) 資格取得の特色

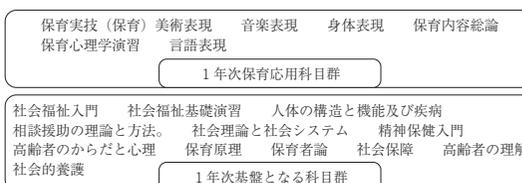


図5 人間学部人間福祉学科カリキュラムマップより、1年次保育士養成を抜粋

### (3) 基盤と専門性

以上のように、1年次から社会福祉系の専門的科目群を学びの中心として、社会福祉全般についての理解を深める、という点において共通しており、両コースともに同様の基礎を培うことになる。介護の応用科目はより実践的なものすなわち対象者に対しての援助行動の基本が中心になり、援助の実際に関わる科目が多い。それに対して保育士の場合には、実践のための基本的な学びを深めておく、という段階であり直接的にはすぐ援助行動に利用するためのものではない科目が中心となる。

介護、保育ともに言えることは、それぞれの専門的な科目とは、対象児・者に対するノウハウを

表1 人間福祉学科 保育士養成及び介護福祉士養成カリキュラム「専門分野基礎科目」と「資格応用科目」1年次から4年次までの構成 2016年度履修要項より抜粋

児童福祉実習Ⅱ	児童福祉実習Ⅲ		介護過程Ⅲ	介護総合演習Ⅲ	応用介護実習
4年次資格応用科目(保育)			4年次資格応用科目(介護)		
相談援助Ⅲ		相談援助実習指導		卒業研究(卒業論文)	
4年次専門分野基礎科目					
保育実践場面演習			介護過程Ⅱ		
小児保健実習	養護内容演習	児童福祉実習	介護の基本Ⅲ	生活支援技術Ⅲ	生活支援技術Ⅳ
3年次資格応用科目(保育)			3年次資格応用科目(介護)		
卒業研究(研究法演習)					
精神保健福祉援助技術各論		精神保健に関する制度とサービスⅡ		精神障害者の生活支援システム	
小児保健Ⅱ		こころからのだのしくみⅡ		認知症と介護	
地域精神保健		精神科リハビリテーション		認知症の基礎的理解	
健康科学		相談援助実習指導		相談援助実習	
更生保護制度		権利擁護と成年後見制度		相談援助演習Ⅱ	
福祉サービスの組織と経営		保健医療サービス		就労支援サービス	
社会調査の基礎Ⅰ・Ⅱ		福祉行政財政と福祉計画		相談援助の理論と方法Ⅱ	
3年次専門分野基礎科目					
子どもの食と栄養	保育内容(健康)				
保育内容(環境)	保育内容(言葉)	保育内容(人間関係)	レクリエーション援助		
乳児保育演習	障害児保育演習	保育内容(表現)	基礎介護実習Ⅱ	介護過程Ⅰ	介護総合演習Ⅱ
児童福祉実習指導Ⅰ	児童福祉実習Ⅰ	音楽技術	介護の基本Ⅱ	コミュニケーション技術	コミュニケーション演習
2年次資格応用科目(保育)			2年次資格応用科目(介護)		
相談援助の基盤と専門職		現代社会と福祉		地域福祉の理論と方法	
相談援助実習指導		高齢者に対する支援と介護保険制度		障害者に対する支援と障害者自立支援制度	
児童に対する支援と児童福祉制度		家庭に対する支援と家庭福祉制度		精神医学	
障害の基礎的理解		相談援助Ⅰ		精神保健福祉論	
障害と介護		こころからのだのしくみⅠ		精神保健学	
子どもの保健Ⅰ		保育課程論		低所得者に対する支援と生活保護制度	
教育原理(保育)					
2年次専門分野基礎科目					
言語表現					
体育実技(保育)	美術表現	音楽表現	生活支援技術Ⅱ	基礎介護実習Ⅰ	
身体表現	保育内容総論	保育心理学演習	生活支援技術Ⅰ	介護の基本Ⅰ	介護総合演習Ⅰ
1年次資格応用科目(保育)			1年次資格応用科目(介護)		
社会福祉入門		社会福祉基礎演習		人体の構造と機能及び疾病	
相談援助の理論と方法Ⅰ		社会的養護		社会理論と社会システム	
高齢者のからだと心理		保育原理		保育者論	
社会保障		精神保健入門		高齢者の理解	
1年次専門分野基礎科目					

身につけるための学びが中心であって、「介護者に対して介護に関する指導」、また「児童の保護者に対する保育に関する指導」という点においてはあまり重点が置かれていないことが挙げられる。この点に関しては、より実践的であり個人情報の開示の必要があるなど、実習においてもあまり触れることができないと封印されてしまうケースも見受けられる。個人情報に関する考え方があまり窮屈になってもよろしくないと思われるが、実習先の担当者から見れば実習生への信頼はあまり構築できないのが現状であり、概論的な学びもなく就職してから、すなわち現場に出たから臨床経験の中で学ぶことが望まれていることがうかがえる。

### 3. 共通科目とその特色

社会福祉士の資格取得を基盤にしているため、ソーシャルワークの分野に関する科目が共通となり、1～2年次にはそれらが基礎となる。したがって本学においては共通する科目を改めて新設することの必要性はなく、共通した内容が展開されるよう、各科目の到達目標が最大公約数的にそれぞれの資格において共有できるよう設定されているかどうかを吟味することが重要になる。

幾つかの科目について検討したものを以下必修科目2例、本学独自の選択科目1例を取り上げてみる。結果は以下の通りである。

#### (1) 科目名：社会福祉入門（必修）

##### 【授業の目的】

この授業は、社会福祉についての基礎的な知識を獲得することを目的としている。

##### 【到達目標】

- ・社会福祉の専門職、社会福祉の仕事の実査と働く場所について理解できるようになる。
- ・社会福祉領域を構成する福祉サービスや制度について理解できるようになる。
- ・社会保障の仕組みとその働きについて、そのあらましを理解できるようになる。

人間福祉学科 2016 年度シラバスより引用

社会福祉についての基礎的知識を修得する科目

である。社会福祉の専門職とは何か、その仕事について理解を深める。その職種の中には社会福祉士であるが、介護福祉士、保育士の実務において必要な知識も学ぶことができる。特に現代の社会問題となっている少子高齢化からの視点も含み、子どもから高齢者まで、また障がいのある人に対する福祉のありかたを総合的に学ぶことができる。

#### (2) 科目名：相談援助の理論と方法 I（必修）

##### 【授業の目的・到達目標】

1. 相談援助の理論の概要を学び、社会福祉実践領域で対人専門職としてソーシャルワークの価値に基づいた多様なアプローチの知識を獲得し、事例を通して学びを深める。
2. ケアマネジメント、介護保険、障害者自立支援法、権利擁護制度が機能した事例を学ぶことによって、理論と方法の実態を把握することを目的とする。
3. ソーシャルワークアセスメントのツールの概要を知り、使用できるようにする。
4. 対人専門職として求められる他者への情報伝達に必要なコミュニケーションの基礎力を養い、人間関係の形成について学ぶ。

人間福祉学科 2016 年度シラバスより引用

ここではさらに実践的に様々な「対人援助職」アプローチの仕方を学ぶ。主にはソーシャルワーク、ケアワーク、グループワークについての理論と方法を、事例を通して理解することが求められる。

また、個々のアセスメントに関して理解するためのツールや、実際のアセスメントの概要も学ぶことができる。この中で扱う事例は、「困難を抱える対象者」として取り扱うケースは偏りのないよう配慮されていて高齢者、障がい児・者、または児童と、幅広く一年を通して学ぶことから、介護福祉士、保育士の両資格に共通して対応しうる科目であると言える。

介護福祉においては家族との関係を把握することは当然のことであるが、保育においては子どもだけを理解し、子どもへの直接援助のみが支援であると受け取られやすいが、家族、地域を含めた支援を理解するためには重要な学びであると言える。

る。

(3) 科目名：相談援助の基盤と専門職

**【授業の目的と・到達目標】**

地域を基盤としたソーシャルワークの特性である「総合的かつ包括的な相談援助の理論と専門職の役割を体系的に学ぶことを本講義の目的とする。

前期の到達目標としては、以下の通りである。

- 1) ソーシャルワーカーとは、果たしてどのような専門職であるのかを理解ができるようになる。
- 2) 相談援助が歴史的にどのように形成されてきたのかについて、理解することができるようになる。
- 3) 総合的かつ包括的な相談援助の実際と、それを支える理論（援助枠組み）について理解ができるようになる。

後期の到達目標としては、以下の通りである。

- 1) ソーシャルワーク実践と専門職の価値・倫理について理解することができるようになる。
- 2) クライアントの自己決定の実際と権利擁護の課題について理解することができるようになる。
- 3) 相談援助専門職の概念とソーシャルワーク実践における倫理的ジレンマについて理解することができるようになる。
- 4) 地域を基盤としたソーシャルワーク実践とネットワーク・連携について理解することができるようになる。

人間福祉学科 2016 年度シラバスより引用

この科目は通年で行う科目である。「総合的かつ包括的な相談援助」という視点から、あらゆる対人援助職に対応できるように、半期で理論的な理解を深めた上、さらに後半の半期で実践的な理解を、地域を基盤とした学びから深めるものである。

実際に、介護福祉士資格は、その根拠となる法令が「社会福祉士及び介護福祉士法」であり、独立したものではない。確かに共通する部分が多く二重のものになるかという懸念はあるが、今後、それぞれの特色を活かし、専門性を明確にしていくのであれば根拠となる法令も独立して制定されることも視野に入れたいところである。その中で共通項を見出すことがそれぞれの専門性を際立たせることができるのではないかと。

それに対し、保育士は「児童福祉法」を根拠に、

そのガイドラインとして制定されたものから厚生労働大臣告知に変わった「保育所保育指針」に則り保育が展開されるため、独立したものとして成り立っている。内容においては教育の部分に関しては幼稚園教育要領と同様の「領域」による考え方であって、このような重なりは現状では止むを得ないと思われる。

この両資格の基本となる「対人援助職」を、理論だけでなく実践的な理解を深めるための原理原則、課題等について深く学ぶことができるように工夫されている。

言い換えれば、厚生労働省が示している各資格の共通課程の基本と考えることが妥当である科目と言えるのではないかと考える。

#### 4. 考察

##### (1) 「対人援助専門職」として必要なアセスメント

福祉分野の様々な専門職、すなわち社会福祉士を始めとする介護福祉士、精神保健福祉士、または児童に関して保育士などそれぞれが専門的な理論と知識を習得し、実際に実践現場に出た時、目の前の対象児・者をどのように評価するのか、それぞれが関連を持たずにアセスメントが行われていると思われる。加藤（2011）は、介護福祉士において「観察は利用者理解の手段であり、専門職として利用者自身の認知と観察された事実のズレに着目できる観察眼（能力）をいかに育成していくかが、介護行動の鍵となる。知り得た情報をアセスメントし実践方法の具体化、選択をするためには専門的判断能力が求められ、優先度を定める判断や情報整理能力が必要となる。」とその重要性とその介護福祉における独自性を述べている。

また一方、保育現場においては、何らかの困難を抱えた子どもについてのアセスメントは様々な発達検査等で行われるが、通常保育所入所の子どもにはほとんど行われない。しかし、家族や家庭のあり方が多様化している今日では、それぞれのアセスメントも必要と思われる。また就学時の小学校との連携を考えた時、どのような情報をどのような形で伝えるのか、はっきりと統一されているわけではない。子どもの状況が、家庭や地域の

環境要因においても左右されると捉えるようになってきていることを踏まえると、アセスメントの方法にも着目すべきである。

それぞれの福祉の専門職においてアセスメントが様々に行われているが、例えば2001年にWHOが採択しているICFなどの利用によって、人の生涯にわたる共通したアセスメントを行うことができるようになる。

このような視点から、対人援助職の共通する課程の一つとして、アセスメントの観点から考えることも大切な視点ではないかと推測することができる。

## (2) ケアワークの充実とソーシャルワークの重要性

資格取得の段階で、個人情報、守秘義務などの観点から、実習の段階では個人に立ち入った援助を行うことは難しいのが現状である。実際に、保育士も理論と技術は机上で学び、現場に出てから個々への対応を学び、専門性を高めるという結果も示されている。

また日本社会福祉士会（2008）による社会福祉士実習指導者テキストによれば社会福祉士の実習はソーシャルワーク業務を実習させるべきことが強調され、介護・保育・療育・作業などの「ケアワーク」を実行させることのリスクとして①実習生は介護、保育等の技術を未習得であり、利用者にリスクを与えることになる ②ケアワークを体験させることでソーシャルワーク実習の時間が短縮される ③他の専門職の実習を未習得のまま実施することは、未習得者でも行えることを肯定し、その専門職の専門性を否定することになる ④ケアワークの実習は利用者理解につながるという肯定論があるが、利用者理解にはその専門職固有の方法があり、その教育・指導をするべきであると4点を挙げている。

これらのことから、ケアワークの実際について、養成段階ではなかなか学べないことがうかがえる。現場に出てから学ぶとはいえ、失敗が許されるわけではない。理論的な学びに関しては十分行う必要がある。しかし、これからはそれぞれの基礎的理解が深まれば、もっとケアワークに関し

ても早い段階から追求していけるのではないかと考える。

また保育士養成に目を向けるとソーシャルワークの学びに関しては社会福祉においては重要視されていたが、2002年の保育士養成課程の見直しによって家族援助や保護者支援への学びの必要性が示され、「家族援助論」「保育相談支援」などの科目が加わるようになった。

現代の多様化した社会、家族のあり方から、支援を必要とする人に対して、最も重要な専門的資質としてのソーシャルワーク技術の充実は必要不可欠といえる。

## 5. 今後の課題

今回、厚生労働省からのプランによって専門職の統合が行われるのではないかと声が上がっている中、

本学の間人福祉学科における専門職の養成に関する見直しを含め、「対人援助職」に関する分析を行ってきた。まだ厚生労働省もプランの段階であり、決定ではないが、それに先立ち、どのような可能性があるかを探ることとした。

今後、内容の決定が示されることを待ち、さらに検討を行っていく予定である。

## 引用文献

- 文京学院大学人間学部教務委員会（2016）. 2016 履修要項文京学院大学人間学部, 文京学院大学.
- 厚生労働省職業安定局（2013）. 保育士資格を有しながら保育士としての就職を希望しない求職者に対する意識調査. <http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11907000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Hoikuka/0000026218.pdf>, 2016.9.27.
- 厚生労働省（2014）. 第1回社会保障審議会福祉部会平成26年8月27日参考資料3「福祉人材確保基礎データ集」, [http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu\\_Shakaihoshoutantou/0000055879.pdf#search](http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000055879.pdf#search), 2016.9.27.
- 厚生労働省（2015）. 第3回保育士等確保対策検討会平成27年12月4日参考資料1-7保育士等に関する関係資料一, [- 210 -](http://www.mhlw.go.jp/file/05-</a></li></ul></div><div data-bbox=)

Shingikai-11901000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Soumuka/s.1\_1.pdf, 2016.9.27.

加藤友野 (2011). 介護福祉士の専門性に関する研究—「求められる介護福祉士像」から見る現状と課題—, 総合福祉学研究 3, 105-118.

内閣府 (2015). 平成 27 年度版高齢社会白書 (概要版), [http://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2015/html/gaiyou/s1\\_1.html](http://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2015/html/gaiyou/s1_1.html), 2016.9.27.

日本社会福祉士会 (2008). 社会福祉士実習指導者テキスト, 中央法規出版.

ける構成要因の検討—保育士志向学生の自己評価から—, 東京未来大学研究紀要 4, 37-43.

首相官邸ホームページ資料 (2015). 介護福祉士が保育士になる場合, [http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kokusentoc\\_wg/h27/150727toyama\\_shiryu04](http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kokusentoc_wg/h27/150727toyama_shiryu04), 2016.9.27.

東京都福祉保健局 (2014). 福祉保健の基盤づくり—保育士の資格取得ルート—, <http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kiban/fukushijinzaiz/jinzaikakuho/shikakushutoku/index.html>, 2016.9.27.

(2016.9.28 受稿, 2016.11.14 受理)

### 参考文献

長谷範子 (2014). 発達援助職としての保育者の専門性についての一考察—ナラティブを形成する保育者のかかわりとケア—, 四天王寺大学紀要 57, 427-436.

公益社団法人社会福祉振興・試験センター (2016). 介護福祉士国家試験 資格取得ルート, <http://www.sssc.or.jp/kaigo/shikaku/route.html>, 2016.9.27.

厚生労働省 (2007). 介護福祉士養成課程における教育内容の見直し, [http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/seikatsuhogo/shakai-kaigo-yousei/index.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/shakai-kaigo-yousei/index.html), 2016.9.27.

厚生労働省 (2008). 保育所保育指針 平成 20 年度告示, 株式会社フレーベル社.

厚生労働省 (2008). 幼稚園教育要領ならびに保育所保育指針, 建帛社.

厚生労働省 (2013). 保育士就業の実態, <http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/>, 2016.9.27.

厚生労働省 (2015). まち・ひと・しごと創生サポートプラン, [http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu\\_Shakaihoshoutantou/gaiyou\\_3.pdf](http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/gaiyou_3.pdf), 2016.9.27.

厚生労働省 (2016). 地域包括ケアの深化・地域共生社会の実現, [www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu\\_Shakaihoshoutantou/0000130500.pdf](http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000130500.pdf), 2016.7.15.

中道美鶴 (2015). 保育相談を受ける保育者の専門性について (3) —相談に対する保育者の応答傾向を保護者の立場から察して—, 環太平洋大学研究紀要 9, 61-69.

野田敦史・藤田雅子 (2011). 保育士の専門性にお